

無線局保守点検規程

〔平成 11 年 4 月 1 日〕
規程第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、無線局管理規程に基づき、無線設備の保守点検に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保守点検の種類)

第 2 条 保守点検の種類は、次の各号による。

- (1) 毎日点検
- (2) 月点検
- (3) 年点検

(保守点検の内容)

第 3 条 毎日点検、月点検については、点検表(別表 1 から別表 3)により行うものとする。

保守点検の項目は、次の各号による。

(1) 同報系

- ア 無線装置の点検
- イ 操作卓の点検
- ウ 子局設備の点検
- エ 空中線系の点検
- オ 非常用電源の点検

(2) 移動系

- ア 毎日点検...通話試験
- イ 月点検.....非常用電源及び遠隔制御装置の動作試験

(3) 年点検は、年 2 回とし専門業者に委託するものとする。

- ア 設備機器精密点検.....周波数偏移測定・調整
- イ 電力測定・調整
- ウ 受信感度測定・調整
- エ 電源電圧測定・調整
- オ 子局の S/N 測定(同報系のみ)
- カ 親局・子局の総合動作試験

(保守点検の責任者)

第 4 条 保守点検の責任者は、次の各号による。

(1) 毎日点検は、通信取扱責任者で消防署長の指定する職員とする。

(2) 月点検は、通信管理責任者で副署長とする。

(3) 年点検は、総括管理者で消防署長とする。

(点検結果の報告)

第5条 点検の結果異常を発見したときは、直ちに責任者に報告し措置するものとする。

2 報告を受けた責任者は、必要と認めた場合保守契約をしている専門業者に連絡を行い、障害の復旧に努めるものとする。

(保守点検)

第6条 総括管理者は、別に定める保守契約書により、専門業者に保守点検を委託するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月18日規程第6号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表 1

無線局日例点検記録簿

点検年月日	年	月	日	天候	点検者氏名	
設備の区分	点検の項目					結果
無線装置	電源電圧	電源電流	A			
	電源ランプ	点灯	消灯			
	無線機器動作状態					
	AC電源を切ると予備電源にて動作					
指令装置等	指令卓の運行表示器の状態					
	CH選択呼出しの動作					
	消防同報装置の動作					
	中継基地局の動作					
	チャイム・マイクロホン等の入力調整					
	無線統制台の動作					
	音声レベル・信号レベルがVUメータでの監視					
	AC電源を切ると全ての機器がバッテリーで動作					

別表 2

無線局月例点検記録簿

点検年月日	年	月	日	点検者氏名	
設備の区分	点検の項目				結果
予備電源装置	電源電圧の確認及び電源切換え試験				
(基地局)	電池液の状態				
遠隔制御機	動作試験	プレストーク			
		CH 選択動作			
		音響調整			
		スケルチ調整			

別表 3

無線局月例点検記録簿

点検年月日	年	月	日	天候		点検者氏名	
設備の区分	点検の項目						結果
予備電源装置	電源ランプ		点灯	消灯			
	スターター用蓄電池電圧		V		比重		
	燃料	リットル	潤滑油	リットル			
非常灯	室	室	室	室			
空中線系	送信用			受信用			
移動局設備	通話試験	移動局名	結果	移動局名	結果		